

4 条例・規則・要綱

(1) 練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）

都市計画マスタープラン関係抜粋

第2章 まちづくりの計画

（まちづくりの計画）

第4条 区におけるまちづくりの計画は、法第18条の2第1項の規定に基づき区の都市計画に関する基本的な方針として定められた練馬区都市計画マスタープランの全体構想および地域別指針（以下「都市計画マスタープラン」という。）のほか、つぎに掲げる計画等とする。

- (1) 第24条に規定する総合型地区まちづくり計画
- (2) 第40条に規定する重点地区まちづくり計画
- (3) 法第12条の4第1項各号に掲げる地区計画等（以下「地区計画等」という。）
- (4) 建築基準法第69条に規定する建築協定
- (5) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成19年12月練馬区条例第79号）第13条第1項に規定する郷土景観保全計画
- (6) 練馬区景観条例（平成23年3月練馬区条例第10号）第8条第1項に規定する景観計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに関する計画、指針、基準等のうち区長が指定するもの

2 区、区民等および事業者は、前項のまちづくりの計画を遵守しなければならない。

（都市計画マスタープランの変更手続）

第5条 区長は、都市計画マスタープランを変更するに当たり、その変更の案の内容となるべき事項（以下「変更の原案」という。）

を作成しようとするときは、第135条に規定する練馬区都市計画審議会の部会（以下「部会」という。）による検討結果を踏まえるものとする。

- 2 区長は、前項に規定する変更の原案を作成するに当たり、住民等の意見を反映させるため、必要な措置を講じるものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により都市計画マスタープランの変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該変更に至るまでの都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書を作成し、公表するものとする。
- 4 区長は、変更の原案を作成したときは、その旨およびつぎに掲げる事項を公告し、当該変更の原案を当該公告の日の翌日から起算して3週間公衆の縦覧に供するとともに、説明会を開催しなければならない。
 - (1) 変更の原案の縦覧場所および縦覧期間
 - (2) 説明会の開催日時および開催場所
- 5 区民等は、前項の規定による公告があったときは、同項の縦覧期間満了の日または同項に規定する説明会が終了した日の翌日から起算して1週間経過した日のいずれか遅い日までに、縦覧に供された変更の原案について意見書を区長に提出することができる。

6 区長は、都市計画マスタープランの変更の案（以下「変更の案」という。）を作成したときは、その旨ならびに変更の案の縦覧場所および縦覧期間を公告し、前項の規定により提出された意見書の要旨および当該意見書に対する区の見解書を添えて、当

該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 7 区民等は、前項の規定による公告があったときは、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された変更の案について意見書を区長に提出することができる。
- 8 区長は、前項の規定により提出された意見書の要旨を添えて、変更の案を第127条に規定する練馬区都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議し、当該審議会の議を経て、都市計画マスタープランの変更の決定をするものとする。
- 9 区長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、練馬区議会（以下「議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 10 区長は、都市計画マスタープランの変更を決定したときは、その旨ならびに第7項の規定により提出された意見書の要旨および当該意見書に対する区の見解書を公表するものとする。

（都市計画マスタープランの一部変更手続）

第6条 区長は、つぎに掲げる場合において、都市計画マスタープランの一部を変更する必要があると認めるときは、前条第1項から第5項までの規定を適用しないことができる。

- (1) 法第19条第1項に規定する都市計画の決定または法第21条第1項に規定する都市計画の変更をしようとする場合
- (2) 第27条に規定する総合型地区まちづ

くり計画の認定をしようとする場合

(3) 第45条（第46条において準用する場合を含む。）に規定する重点地区まちづくり計画の決定または変更をしようとする場合

- 2 区長は、前項に規定するもののほか、都市計画マスタープランの一部について、緊急に変更する必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いて、前条第1項から第5項までの規定を適用しないことができる。

第7章 組織

（部会）

第135条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項および審議会の議決により付託された事項を処理するため、審議会に部会を置く。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 前項に規定するもののほか、部会に特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、専門の知識および経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 5 部会は、審議会の求めがあったときは、必要な事項を報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の組織および運営について必要な事項は、規則で定める。

(2) 練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号）

都市計画マスタープラン関係抜粋

（都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書の作成および公表に係る措置）

第3条 区長は、条例第5条第3項に規定する都市計画マスタープランの実施状況に関する報告書（以下この条において「報告書」という。）を作成するときは、あらかじめ、評価の対象、評価の方法その他報告書の作成に必要な事項を定めるものとする。

2 区民等は、条例第5条第3項の規定による報告書の公表があったときは、公表の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、当該報告書について、意見書を区長に提出することができる。

（部会の設置等）

第78条 審議会は、部会について、その担任する事項を定め、常設の部会（以下「常任部会」という。）を設置するものとする。

2 審議会は、部会について、その担任する事項を定め、臨時の部会（以下「臨時部会」という。）を設置することができる。

（部会の組織）

第79条 部会は、審議会の委員および条例第135条第3項に規定する特別委員（以下「特別委員」という。）おおむね10人以内をもって組織する。ただし、審議会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（部会の委員の任期）

第80条 常任部会の委員の任期はつぎのとおりとし、第2号に掲げる常任部会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

(1) 審議会の委員（条例第129条第1項第1号および第3号の委員に限る。）である常任部会の委員 審議会の委員の任期

(2) その他の常任部会の委員 2年以内で審議会の会長が指定する期間

2 常任部会の委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

3 臨時部会の委員の任期は、当該部会の設置期間とする。

（部会長および副部会長）

第81条 部会に部会長および副部会長を各1人置く。

2 部会長および副部会長は、部会の委員のうちからそれぞれ部会の委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第82条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、部会の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会の委員の3分の2以上をもって決する。

（意見聴取等）

第83条 部会は、所掌事項の処理のため必要があると認めるときは、区に勤務する職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

（会議の公開）

第84条 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第85条 部会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、区に勤務する職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、会務について、部会長および部

会の委員を補佐する。

(庶務)

第86条 部会の庶務は、都市整備部において処理する。

(部会の運営に関する委任)

第87条 第78条から前条までに規定するもののほか、部会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

□都市計画マスタープラン改定に係る

練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会委員名簿 ※1

区分 ※2	氏名	職業・推薦団体等
部会長 審議会委員	只腰 憲久	会社役員 (平成26年5月まで)
部会長 同上	田崎 輝夫	会社役員 (平成26年6月から)
副部会長 特別委員	柳沢 厚	一級建築士・技術士
審議会委員	岩井 立雄	公募区民 (平成25年6月まで)
同上	長谷川 泰彦	公募区民 (平成25年7月から11月まで)
同上	関 知加子	公募区民 (平成25年12月から)
同上	竹内 健	東京都建築士事務所協会練馬支部推薦・一級建築士 (平成25年11月まで)
同上	田中 正裕	東京都建築士事務所協会練馬支部推薦・一級建築士 (平成25年12月から)
同上	岩崎 和夫	東京都宅地建物取引業協会練馬区支部推薦
特別委員	加藤 仁美	一級建築士・東海大学教授
同上	櫻井 秀昭	東京あおば農業協同組合推薦
同上	田村 晴久	NPO法人練馬まちづくりの会
同上	吉岡 令子	東京建築士会練馬支部・一級建築士
同上	黒田 叔孝	練馬区都市整備部長 (平成25年3月まで)
同上	八十島 護	練馬区土木部長 (平成25年3月まで) 練馬区都市整備部長 (平成25年4月から平成26年5月13日まで) 練馬区土木部長 (平成27年4月から)
同上	宮下 泰昌	練馬区都市整備部長 (平成26年5月14日から)
同上	鷺田 功	練馬区土木部長 (平成25年4月から平成27年3月まで)

※1 改定着手報告 (平成24年11月) から変更原案報告 (平成27年4月) まで

※2 まちづくり条例施行規則第79条および第81条の規定に基づく

(3) 練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

平成24年6月29日

24練都第189号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく練馬区の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を改定するに当たり、総合的見地から検討を行うため、練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、つぎに掲げる事項を所掌し、その結果を区長に報告する。

- (1) 都市計画マスタープランの実施状況の報告書に関する事項
- (2) 都市計画マスタープランの改定案の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランの改定に関し、区長が必要と認める事項

(委員会の組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 委員長は、会議を招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(検討委員会幹事会)

第6条 検討委員会に練馬区都市計画マスタープラン改定検討委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、検討委員会の指示に基づき、第2条各号に規定する事項について協議および調整を行い、その結果を検討委員会に報告するものとする。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事で組織し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、必要に応じて、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 幹事長は、都市計画マスタープランの分野別まちづくりの方針の内容を検討するため必要に応じて、幹事を招集し、部門ごとの会議を開催することができる。

(作業部会)

第7条 幹事会に練馬区都市計画マスタープラン改定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、幹事会の指示に基づき、第2条各号に規定する事項について実務的な見地から調査および研究を行い、その結果を幹事会に報告するものとする。

3 作業部会は、部会長および委員で組織し、それぞれ別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要に応じて、委員以外の者

を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会ならびに幹事会および作業部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

(練馬区都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱の廃止)

2 練馬区都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱（平成11年7月19日練都都発第50号）は、廃止する。

付 則（平成25年5月24日25練都都第97号）

この要綱は、平成25年5月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成26年4月16日26練都都第24号）

この要綱は、平成26年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成27年3月30日26練都都第780号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	技監
副委員長	都市整備部長
委員	企画部長 危機管理室長 総務部長 産業経済部長 地域文化部長 福祉部長 高齢施策担当部長 環境部長 土木部長 教育振興部長 こども家庭部長

別表第2（第6条関係）

幹事長	都市整備部長
副幹事長	都市整備部 都市計画課長
幹事	企画部 企画課長 危機管理室 危機管理課長 危機管理室 防災計画課長 総務部 施設管理課長 産業経済部 経済課長 産業経済部 都市農業課長 産業経済部 商工観光課長 地域文化部 地域振興課長 地域文化部 スポーツ振興課長 福祉部 管理課長 福祉部 障害者施策推進課長 高齢施策担当部 高齢社会対策課長 環境部 環境課長 環境部 みどり推進課長 環境部 清掃リサイクル課長 都市整備部 交通企画課長 都市整備部 まちづくり推進課長 都市整備部 東部地域まちづくり課長 都市整備部 西部地域まちづくり課長 都市整備部 大江戸線延伸推進課長 都市整備部 住宅課長 都市整備部 開発調整課長 都市整備部 建築課長 都市整備部 建築審査課長 土木部 管理課長 土木部 道路公園課長 土木部 計画課長 土木部 特定道路課長 土木部 土支田中央区画整理課長 土木部 交通安全課長 教育振興部 教育総務課長 こども家庭部 子育て支援課長 こども家庭部 青少年課長

別表第3 (第7条関係)

部会長	都市計画課長
委員	企画部 企画課 企画担当係長 危機管理室 危機管理課 安全安心係長 危機管理室 防災計画課 防災計画係長 総務部 施設管理課 施設計画係長 産業経済部 経済課 庶務係長 産業経済部 都市農業課 都市農業係長 産業経済部 商工観光課 商工係長 地域文化部 地域振興課 地域コミュニティ支援係長 地域文化部 スポーツ振興課 施設計画担当係長 福祉部 管理課 ひと・まちづくり推進係長 福祉部 障害者施策推進課 管理係長 高齢施策担当部 高齢社会対策課 管理係長 環境部 環境課 環境計画推進係長 環境部 みどり推進課 みどり計画係長 環境部 清掃リサイクル課 計画調整係長 都市整備部 交通企画課 交通企画担当係長 都市整備部 まちづくり推進課 推進担当係長 都市整備部 東部地域まちづくり課 まちづくり担当係長 都市整備部 西部地域まちづくり課 まちづくり担当係長 都市整備部 大江戸線延伸推進課 大江戸線延伸推進担当係長 都市整備部 住宅課 管理係長 都市整備部 開発調整課 管理係長 都市整備部 建築課 耐震化促進係長 都市整備部 建築審査課 建築審査第一係長 土木部 管理課 管理調整係長 土木部 道路公園課 公園係長 土木部 計画課 計画係長 土木部 特定道路課 事業推進係長 土木部 土支田中央区画整理課 事業調整担当係長 土木部 交通安全課 安全対策係長 教育振興部 教育総務課 庶務係長 こども家庭部 子育て支援課 庶務係長 こども家庭部 青少年課 青少年係長